

○議長（小林哲雄）

日程第5 議案第62号 開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、現下の町財政状況を勘案し、経費の削減を図るため、平成25年12月分における町長等の期末手当の減額支給に関する特例を定めることとしたいので、開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第62号 開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出、開成町長、府川裕一。

今回の一部改正の内容でございますけれども、町長、副町長、教育長の本年12月に支給されます期末手当額を町長は10%、副町長5%、教育長3%の減額を行うため、開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部改正を提案するものでございます。

1ページをおめくりください。

開成町条例第 号。開成町長等期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例。

開成町長等の期末手当の特例に関する条例（平成14年開成町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは表をご覧くださいと思います。下線を引いてある箇所が改正箇所となります。第1条でございます。改正前は平成25年6月、改正後は平成25年12月になります。減額率ですけれども、前回の平成25年6月と同様で、町長につきましては100分の10、副町長にあつては100分の5、教育長にあつては100分の3減額するものでございます。

附則でございます。施行については公布の日からとするものでございます。

削減額の金額についてご説明させていただきたいと思います。町長の条例上の支給額は、168万187円になります。10%削減額が16万8,019円、支給額としましては151万2,168円になります。副町長になります。条例上の支給額は

142万7,039円、5%削減額で7万1,352円、支給額が135万5,687円になります。教育長になります。条例上の支給額です。132万8,468円、3%削減額は3万9,855円、支給額は128万8,613円になります。三役の削減合計金額ですけれども、27万9,226円となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

7番、茅沼隆文議員。

○7番（茅沼隆文）

再び茅沼です。先ほどと同じような趣旨の質問になりますけれども、町長、副町長、教育長を削減されるということで、これに否を唱えるつもりはありませんけれども、お三方の仕事の仕方、日常全てを把握しているわけではありませんが、一生懸命仕事をされているというのは端から見ても十分理解できる場所です。

翻って、毎回これも同じように削減している。こういうふうな町民目当てのパフォーマンスを続けてはいけなくは私思うんですね。まして現下の町財政状況を勘案しというのがありますけれども、どういうふうに勘案しているのか。先ほどもお聞きして、明快な答弁がなかったですけれども、今回行政に改めてお聞きしたいと思います。

それから、経費の削減を図るため、今の話で27万円ほどの削減、これが町の行財政運営にどのように生かされていくのか。その辺のところをお答え、お示しいただければよろしいと思います。お願いします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

実は昨日、小田原足柄地域連合の皆さんとの意見交換会がありまして、国の自民党が誕生し、ある程度政権は安定し、アベノミクスで大手の会社はある程度上向きになりつつあるんですけれども、やはり地方、中小企業においてはそこまでまだ波及していないという実態が昨日、意見交換会内で出されました。私も改めて、まだまだ末端の民間の会社も、そこまで景気は回復していないんだなという実感もあります。今回またさらに補正で法人税の減額補正もしなければいけないということで、町の財政的にはまだまだリーマンショック以前のところには戻っていないというのが現状であると思っていますので、そういう認識のもとに今回も減額の補正をさせていただきます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

7番、茅沼隆文議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。先ほども申し上げましたように、町長提案のこの議案について、

反対する気持ちはありませんけれども、むしろこのような削減をするのではなくて、その分、仕事の密度を上げて、効率のいい仕事に取り組んでいただくほうが町民として望んでいることだろうと思います。ましてや来年から消費税が上がる。そのことによって消費が落ち込んでしまっただけは困るので、民間企業には賃金のアップを要請しているという安倍内閣の方針もありまして、大手企業では既に賃上げの検討を始めているところが多々あると新聞でも報道されております。

先ほども申し上げましたように、報酬、賃金、手当、これは生活を維持するための生活権にかかわる問題であって、安易に下げるといことは生活権を脅かすことにもつながっていきますので、その辺のことをこれからは十分に勘案していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

答弁はよろしいですか。

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第62号 開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。